

# 令和7年度 防犯灯設置(新設)申請にあたっての注意事項

## (1) 自治会負担額

市は電気代等のコスト削減を図るため、新設を抑制する方針です。このため負担基準が変更されています。

- 新設 20,000円(税込み) [従来0円]
- 移設 0円 [従来6,000円]・・・その都度申請(別紙参照)
- 補修(更新) 0円 [従来6,000円]・・・その都度申請(別紙参照)

※電気代は従来通り市が負担します。

※照明器具はLEDです。

## (2) 新設申請手続き

### ① 提出書類

- ◆ 「防犯灯設置申請(仮申請)」
  - ◆ 「設置場所位置図」…地図に設置希望の電柱の位置を「●」丸印、灯具の向きを「→」矢印で記入してください。マーク記入例「●→」
  - ◆ 「電柱の写真」…カラー写真 2枚
    - ・ 電柱全体 1枚(電柱の地際から頭部まで)
    - ・ 電柱番号 1枚(正面より番号がはっきりわかるように。プレートが2枚ある場合は両方入れる)
- ※NTT柱の場合は上記以外にもご提出いただく書類があります。(設置できることが決定後、コミセンでお渡し)

② 提出締切 令和7年 5月 16日(金)

③ 提出先 太田コミセン

## (3) 設置基準

防犯灯の新設に当たっては、「高松市防犯灯設置基準」に基づき、既設の防犯灯、水銀灯、その他街灯類の照明効果がおよばない場所で、かつ、既設防犯灯から直線距離で約30メートル以上離れた場所に設置するようにしてください。その他、別紙(自治会所有の防犯灯について)のとおり適正配置としてください。(設置予定の電柱等に樹木が茂っている場合などは、自治会に樹木伐採をお願いする場合があります。)

## (4) 電柱の所有者

電柱の所有者は、電柱番号を記載したプレート(2枚ついている場合には上側のプレート)で判別します。地名がカタカナで表示されているものは四国電力、漢字で表示されているものはNTTのもので、木柱(大半が旧高松市有線放送電話協会所有)には設置できません。

電気事業者が施工する際、申請いただいた電柱所有者と実際の電柱所有者が相違している場合、確認作業や書類の提出等が必要となり、工事の遅延が発生します。現地で十分確認してください。

### 【NTT柱への設置】

NTT柱に防犯灯を設置する場合、NTT宛に「申請書」、「写真」、「着工・完了届」などの書類が必要となり、手続きが煩雑となるほか、防犯灯の設置までに相当の日数を要する場合があります。また、令和5年度以降に設置されたものに関しては、自治会長が変更となる度、書類での届出が必要になります。

このようなことから、防犯灯の設置を希望するNTT柱の近くに四



国電力柱があり、その四国電力柱に防犯灯を設置しても照明効果にあまり差が認められない場合は、できる限り四国電力柱に設置することをおすすめします。

やむを得ずNTT柱への設置を希望する場合は、仮申請を提出される前に（検討時点で）防犯灯の添架可否の確認を、自治会から直接右記に照会してください。 （株）NTT フィールドテクノ TEL 089-909-6231

## （５）関係者の同意

### ① 周辺住民

防犯灯の設置に当たっては、近隣の住民から「一晩中明るく、眠れなかった」、「稲の成育が悪くなった」等の苦情が寄せられることがありますので、当該防犯灯周辺の住民の方（田畑の所有者を含む）に、必ず同意を得るようにしてください。 灯具の向き（方向）も十分協議してください。

### ② 地権者

設置申請する建柱地の地権者に必ず同意を得てください。

- |       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| ・私有地  | ⇒ 土地所有者                                                       |
| ・道路   | ⇒ 道路管理者（市道=高松市道路管理課、県道・国道=高松土木事務所、<br>国道=香川河川国道事務所/高松国道維持出張所） |
| ・公有財産 | ⇒ 公有地管理者（公園=高松市公園緑地課）                                         |

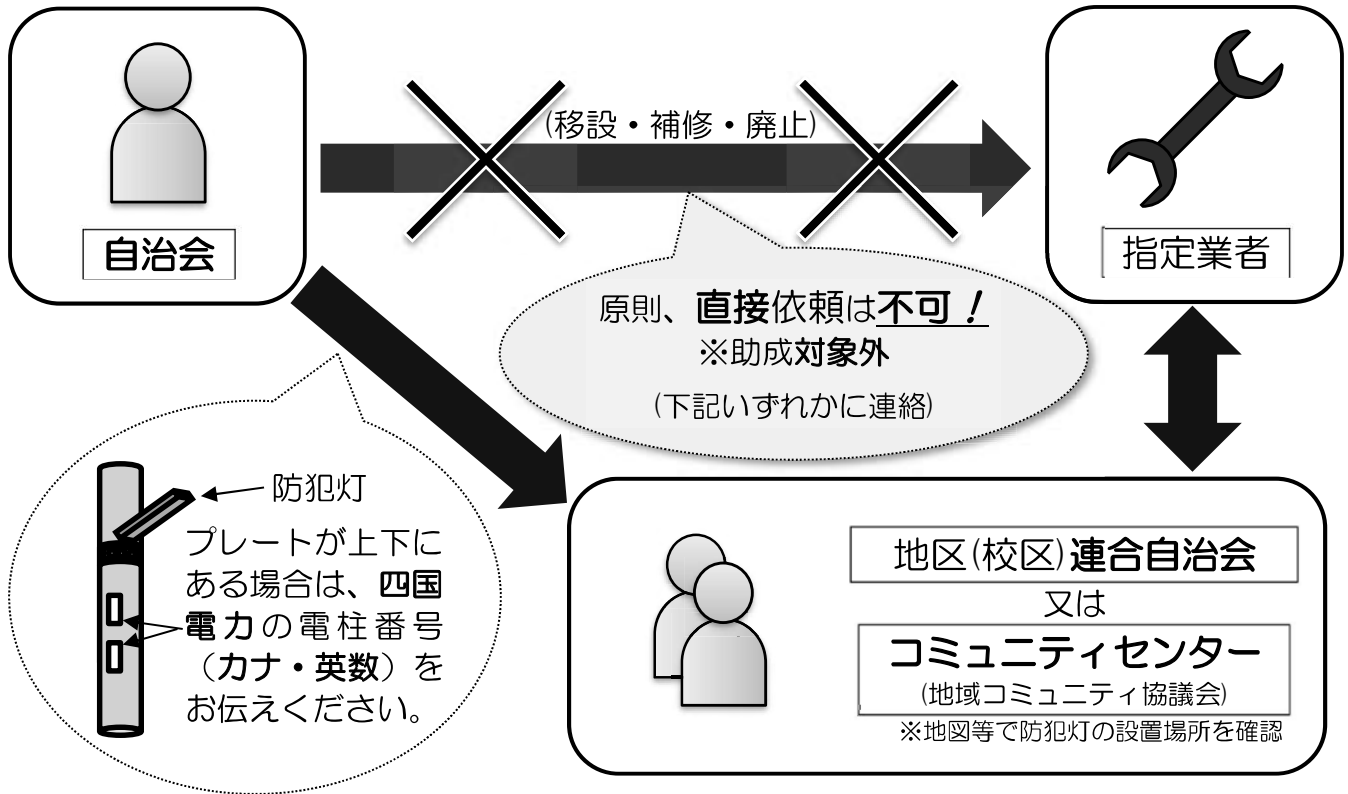
## （６）設置の決定

- 自治会連合会役員で現地確認、審査のうえ、6月中旬頃に設置対象を決定します。決定後速やかに申請自治会にご連絡します。
- 移設に関しては現在不適正配置（別紙参照）となっている場合、優先的に対象となります。

# 自治会所有の防犯灯について

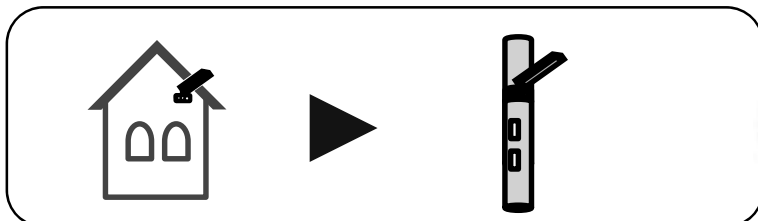
主な変更点 (R7 年度～)

連合自治会に加入している自治会が所有・管理する防犯灯の工事依頼は、地区(校区)連合自治会又はコミュニティセンター(地域コミュニティ協議会)に連絡してください。※自治会が指定業者に直接依頼した工事は、助成対象外となります！

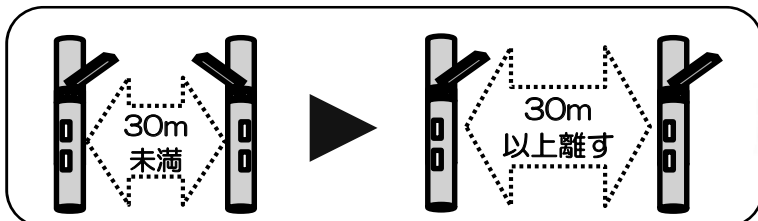


## ★以下の灯具は原則、補修禁止! (移設して適正配置を!)

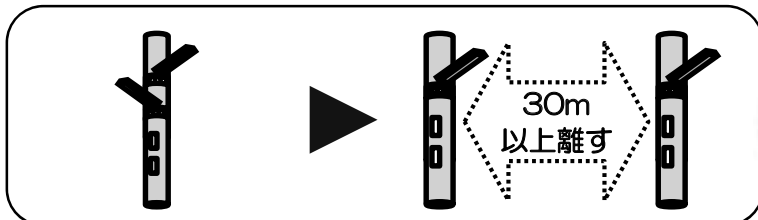
※補修 = 灯具の交換・更新等。



壁面・ヘキメン(軒先)  
▶ 電柱(又は照明柱)



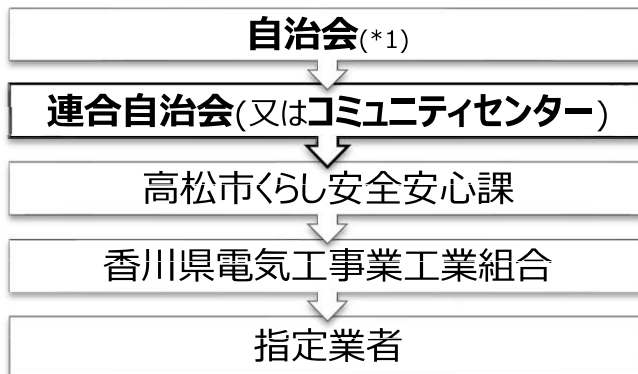
近接・キンセツ(30m未満)  
▶ 1柱1灯



二又・フタマタ(1柱2灯)  
▶ 1柱1灯(2ヶ所)

## 各工事の依頼・連絡の流れ(R7年度～)

### ★新設依頼 …… 自治会負担は工事費の2分の1相当額

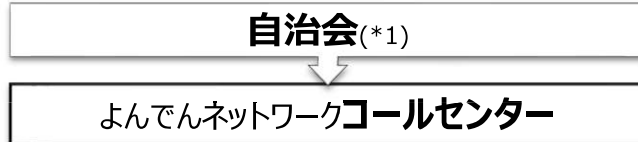


### 請求

※速やかにお支払いをお願いします。

### ★補修依頼 …… 自治会負担なし

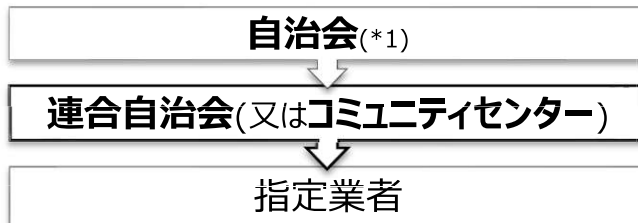
#### ① 点灯不具合 (不点灯・点滅・常時点灯)



電柱番号を伝えて、「**自動点滅器**の点検をお願いします」と御依頼ください。

☎ **0120-410-805**

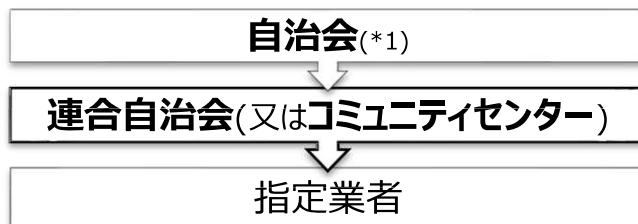
#### ② 灯具の故障 (①で直らない場合等)



灯具本体の故障(自動点滅器が正常な場合等)は、**灯具**の補修を依頼。

### ★移設依頼 ★廃止依頼 …… どちらも自治会負担なし

※移設するタイミングは、緊急性に応じて異なります。※原則、廃止せず、移設して活用。



移設先が見つからない等、必要に応じてくらし安全安心課まで御相談ください。

\*1 連合自治会に加入している自治会。

お問い合わせ 高松市くらし安全安心課 (☎ 087-839-2555 ・ FAX 087-839-2276)

[令和7年4月発行]